

外国人材待機費用支援補助金のご案内

富山県では、県内中小企業等が、海外から外国人材を受け入れる際に新型コロナウイルス感染症に関する国の水際対策として実施されている宿泊施設等での待機費用を支援します。

補助対象期間 令和4年4月1日（金曜日）～令和5年2月28日（火曜日）

申請期間 令和4年4月18日（月曜日）～令和5年3月7日（火曜日）

※国の実施する水際対策の措置の状況により、対象期間、申請期間を変更することがあります。

補助対象者

- 外国人材を受け入れる
県内の中小規模(※)の事業所
- ①の事業所に雇用される
技能実習生を受け入れる監理団体
(①、②のうち、費用を現に負担した一方のみを対象とします。)

(※)中小規模の事業所について、本補助金においては以下のA又はBいずれかに該当する規模の事業所を指します。

業種	A.資本金又は出資額	B.常時雇用する労働者
小売業 (飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

補助対象となる外国人

- 在留資格が次のいずれかであること

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、その他知事が適当と認める者

- 県内の事業所に雇用されること
- 令和4年4月1日以降に入国した者であること

補助金額

補助率 : 宿泊費の1/2以内 (千円未満切捨て)
補助上限額 : 1名あたり45千円
(一泊当たりの上限3千円×15泊分)

補助対象経費

外国人材入国時の水際対策に係る宿泊費
(消費税、宿泊税、入湯税は除く)

申請書類

- 補助金交付申請書(様式1)
- 補助対象経費の領収書等
- 中小企業主であることを証する書類
- 県内事業所で雇用された外国人であることを証する書類
- 在留資格及び入国日を証する書類
- 検疫所に待機場所(宿泊場所)を申告した書類
- 振込先口座が分かる通帳の写し

郵送により、下記申請先まで申請書をご提出ください。(令和5年3月7日(火)当日消印有効)

※ 交付額が予算額に達し次第受付を終了します。

申請書の様式や交付要綱等、詳細は富山県のホームページに掲載しています。

富山県 外国人材待機費用支援補助金

検索



<申請先・お問合せ先>

富山県商工労働部労働政策課 雇用推進班 TEL 076-444-8897

外国人材宿泊費補助金担当

〒930-8501

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話受付時間 平日 9:00-17:00

MAIL arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp